

平成16年1月27日

薬事・食品衛生審議会

会長 井村伸正 殿

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 吉倉 廣

薬事・食品衛生審議会規程第3条に規定する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における決定事項の報告について

平成16年1月15日厚生労働省発食安第0115003号をもって厚生労働大臣から諮問された件については、食品安全委員会における健康影響評価の結果（平成15年9月25日府食第131号）を踏まえ、食品衛生分科会添加物部会において審議を行った結果、同部会において下記のとおり議決した旨の報告があり、食品衛生分科会規程第8条第1項に掲げる同意をしたので、同部会の議決を当分科会の議決とし、標記規程第3条により当審議会の意見として、別添「答申書」（案）により答申することとしたので、報告する。

記

タール色素の成分規格改正の可否については、タール色素の一般試験法及びタール色素（食用赤色2号、食用赤色40号、食用赤色40号アルミニウムレーキ）の成分規格について、別記のとおり成分規格を改正することが適当である。

別添

薬食審第 0127001 号

平成16年1月27日

厚生労働大臣

坂 口 力 殿

薬事・食品衛生審議会

会 長 井村 伸正

答 申 書

平成16年1月15日厚生労働省発食安第0115003号をもって厚生労働大臣から諮問された件については、下記のとおり答申する。

記

タール色素の成分規格改正の可否については、タール色素の一般試験法及びタール色素(食用赤色2号、食用赤色40号、食用赤色40号アルミニウムレーキ、食用赤色102号、食用黄色4号、食用黄色5号及び食用黄色5号アルミニウムレーキ)の成分規格について、別記のとおり成分規格を改正することが適当である。

タール色素の一般試験法，成分規格改正案

一般試験法

22. タール色素試験法

8. 副成色素

別に規定する量の試料を精密に量り，別に規定する溶液を加えて溶かして正確に100mlとし，検液とする。別に規定された副成色素を減圧デシケータ中で24時間乾燥し，それぞれ10.0mgを量り，別に規定した溶液を加えて溶かして正確に100mlとし，標準原液とする。これらの標準原液1ml，2ml，5ml及び10mlを正確に量り，別に規定した溶液（標準原液の調製に用いた）を加えてそれぞれ正確に100mlとし，標準液とする。検液及び標準液それぞれ20 μ lずつを量り，それぞれの液につき，次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。次に標準液のそれぞれの色素のピーク面積を測定し，検量線を作成する。検液の副成色素のピーク面積を測定し，検量線からそれぞれの色素量を求め，その合計値を求める。

操作条件

検出器 可視部吸収検出器（測定波長 成分規格・保存基準各条に規定する）

カラム充てん剤 5 μ mの化学結合型オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管 内径4.6mm，長さ25cmのステンレス管

カラム温度 30 $^{\circ}$ C

流速 1ml/分

9. 未反応原料及び反応中間体

別に規定する量の試料を精密に量り，別に規定する溶液を加えて溶かして正確に100mlとし，検液とする。別に規定された未反応原料及び反応中間体を減圧デシケータ中で24時間乾燥し，それぞれ10.0mgを量り，別に規定した溶液を加えて溶かして正確に100mlとし，標準原液とする。これらの標準原液1ml，2ml，5ml及び10mlを正確に量り，別に規定した溶液（標準原液の調製に用いた）を加えてそれぞれ正確に100mlとし，標準液とする。検液及び標準液それぞれ20 μ lずつを量り，それぞれの液につき，次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。次に標準液のそれぞれのピーク面積を測定し，検量線を作成する。検液の未反応原料及び反応中間体のピーク面積を測定し，検量線からその量を求める。

操作条件

検出器 紫外部吸収検出器（測定波長 成分規格・保存基準各条に規定する）

カラム充てん剤 5 μ mの化学結合型オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管 内径 4.6mm, 長さ 25cm のステンレス管

カラム温度 30℃

流速 1 ml/分

10. 非スルホン化芳香族第一級アミン

(1) 本試験法を用いる場合において、例えば、「アニリンとして 0.010%以下（タール色素試験法）」とあるのは、次の方法によるとき、非スルホン化芳香族第一級アミンが、アニリンとして 0.010%以下であることを示す。

操作法

試料 2.0 g を量り、水 100ml の入った分液漏斗に入れ、更に水 50ml を加えて溶かし、水酸化ナトリウム溶液 (4→100) 5 ml 及び酢酸エチル 50ml を加えて振り混ぜ、抽出する。酢酸エチル層を分取し、水層に酢酸エチル 50ml を加えて振り混ぜ、抽出する。酢酸エチル抽出液を合わせ、水酸化ナトリウム溶液 (4→1,000) で、色が無くなるまで水洗する。この酢酸エチル抽出液を、塩酸 (3→10) 10ml で 3 回抽出し、塩酸抽出液を合わせ、水を加えて正確に 100ml とし、試料液とする。試料液 10ml を正確に試験管にとり、10 分間氷中で冷やし、臭化カリウム溶液 (1→2) 1 ml 及び亜硝酸ナトリウム溶液 (1→30) 0.05ml を加えて混和し、10 分間氷中で放置する。この混和液を、あらかじめ 0.05mol/l 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム溶液 1 ml 及び炭酸ナトリウム溶液 (1→10) 10ml を入れた 25ml のメスフラスコに、水で洗い移して正確に 25ml とし、15 分間暗所で放置し、検液とする。別に、アニリン 10mg を量り、塩酸 (3→10) 30ml を加えて溶かし、更に水を加えて正確に 100ml とする。この溶液 2ml を正確に量り、塩酸 (3→10) 30ml を加えて、更に水を加えて正確に 100ml とし、この液を試料液と同様に操作して比較液とする。検液測定の場合は、試料液 10ml を 25ml のメスフラスコに正確にとり、0.05mol/l 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム溶液 1 ml 及び炭酸ナトリウム溶液 (1→10) 10ml を入れ、水を加えて正確に 25ml とし、対照液とする。比較液測定の場合は、塩酸 (3→10) 3ml に、0.05mol/l 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム溶液 1 ml 及び炭酸ナトリウム溶液 (1→10) 10ml を入れ、水を加えて正確に 25ml とし、対照液とする。それぞれの液につき、510nm で吸光度を測定するとき、検液の吸光度は、比較液の吸光度以下である。

各条

食用赤色 2 号 Food Red No. 2 アマランス

純度試験 (6) 未反応原料及び反応中間体 4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム, 7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム及び 7-ヒドロキシ-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウム 総量として 0.5%以下

本品約 100mg を精密に量り, 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) を加えて溶かして正確に 100ml とし, 検液とする。別に減圧デシケーター中で 24 時間乾燥した 4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム, 7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム及び 7-ヒドロキシ-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウムをそれぞれ 10.0mg を量り, 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) を加えて溶かし, 正確に 100ml とし, 標準原液とする。以下タール色素試験法 (未反応原料及び反応中間体) により検液の 4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム, 7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム及び 7-ヒドロキシ-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウムの量を求め, その合計値を求める。

操作条件

測定波長 238nm

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000), B アセトニトリル

濃度勾配 A液を 100%で 5 分間保持した後, A : B (100:0) から (70:30) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

食用赤色 40 号 Food Red No. 40 アルラレッド AC

純度試験 (6) 低スルホン化副成色素 1.0%以下

本品約 100mg を精密に量り, 酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) を加えて溶かして正確に 100ml とし, 検液とする。別に減圧デシケーター中で 24 時間乾燥したクレシジンスルホン酸アゾ β-ナフトール色素及びクレシジンアゾシェファー塩色

素 10.0mg を量り、酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液とする。以下タール色素試験法 (副成色素) により、検液のクレシジンスルホン酸アゾβ-ナフトール色素及びクレシジンアゾシェファー塩色素の量を求め、その合計値を求める。

操作条件

測定波長 515nm

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液 (7.7→1,000) , B メタノール

濃度勾配 A : B (100:0) から (0:100) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

(7) 高スルホン化副成色素 1.0%以下

(6)の検液 20 μl を量り、検液とする。別に減圧デシケーター中で 24 時間乾燥したクレシジンスルホン酸アゾ G 塩色素及びクレシジンスルホン酸アゾ R 塩色素それぞれ 10.0mg ずつを量り、酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液とする。以下タール色素試験法 (副成色素) により、(6)の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、検液のクレシジンスルホン酸アゾ G 塩色素及びクレシジンスルホン酸アゾ R 塩色素の量を求め、その合計値を求める。

(8) 6-ヒドロキシ-2-ナフトレンスルホン酸一ナトリウム 0.3%以下

(6)の検液 20 μl を量り、検液とする。別に減圧デシケーター中で 24 時間乾燥した 6-ヒドロキシ-2-ナフトレンスルホン酸一ナトリウム 10.0mg を量り、酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液とする。以下タール色素試験法 (未反応原料及び反応中間体) により、検液の 6-ヒドロキシ-2-ナフトレンスルホン酸一ナトリウムの量を求める。

操作条件

検出器 紫外部吸収検出器 (測定波長 290nm)

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) , B メタノール

濃度勾配 A : B (100:0) から (0:100) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

(9) 4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルベンゼンスルホン酸 0.2%以下

(6)の検液 20 μl を量り、検液とする。別に減圧デシケーター中で 24 時間乾燥した 4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルベンゼンスルホン酸 10.0mg を量り、酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液とする。以下タール色素試験法 (未反応原料及び反応中間体) により (8)の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、検液の 4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルベンゼンスルホン酸の量を求める。

(10) 6,6'-オキシビス(2-ナフトレンスルホン酸)二ナトリウム 1.0%以下

(6)の検液 20 μl を量り、検液とする。別に減圧デシケーター中で 24 時間乾燥した 6,6'-オキシビス(2-ナフトレンスルホン酸)二ナトリウム 10.0mg を量り、酢酸アンモニウム溶液 (7.7 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液

とする。以下タール色素試験法（未反応原料及び反応中間体）により(8)の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、検液の6,6'-オキシビス(2-ナフタレンスルホン酸)二ナトリウムの量を求める。

食用赤色 40 号アルミニウムレーキ
Food Red No. 40 Aluminum Lake
アルラレッド AC アルミニウムレーキ

確認試験 (2) 本品 0.1 g を量り、アンモニア水 (4→100) 60ml を加え、沸騰するまで加熱し、約 40ml とした後、放冷して遠心分離する。その上澄みを取り、残さに水 10ml を加えて、よく混和し、再度遠心分離する。両上澄み液に酢酸アンモニウム溶液(7.7→1,000)を加えて 100ml とする。次に、測定する吸光度が 0.2~0.7 の範囲になるように、この液 1~10ml を量り、酢酸アンモニウム溶液(7.7→1,000)を加えて 100ml とした液は、波長 497~501nm に極大吸収部がある。

純度試験 (6) 低スルホン化副成色素 1.0%以下 (含量 85.0%として)

本品 0.10 g を量り、アンモニア水 (4→100) 60ml を加え、沸騰するまで加熱し、約 40ml とした後、放冷して遠心分離する。その上澄みを探り、残さにメタノール 10ml を加えて、よく混和し、再度遠心分離する。両上澄み液に酢酸アンモニウム溶液(7.7→1,000)を加えて正確に 100ml とし、これを検液とする。以下「食用赤色 40 号」の純度試験(6)を準用する。

(11) 非スルホン化芳香族第一級アミン アニリンとして 0.01%以下 (含量 85.0%として)

本品タール色素として 0.85 g を量り、酢酸エチル 70ml を加え、時々振り混ぜながら 1 時間放置した後、乾いた定量分析用ろ紙 (5 種 C) を用いてろ過する。ろ紙上の残留物を、酢酸エチル 10ml ずつで 3 回洗い、洗液を先のろ液に加える。このろ液を、塩酸 (3→10) 10ml で 3 回抽出し、塩酸抽出液を合わせ、水を加えて正確に 50ml とし、試料液とする。以下「食用赤色 40 号」の純度試験(11)を準用する。

食用赤色 102 号
Food Red No. 102
ニューコクシン

純度試験 (6) 未反応原料及び反応中間体 4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸-ナトリウム、7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム、3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム、6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸-ナトリウム及び7-ヒドロキシ-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウム総量として 0.5%以下

本品約 100mg を精密に量り、酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) を加えて溶かし正確に 100ml とし、検液とする。別に減圧デシケータ中で 24 時間乾燥した 4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム、7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム、3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム、6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム及び 7-ヒドロキシ-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウムをそれぞれ 10.0mg を量り、酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液とする。以下タール色素試験法 (未反応原料及び反応中間体) により、検液の 4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム、7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム、3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム、6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム及び 7-ヒドロキシ-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウムの量を求め、その合計値を求める。

測定条件

測定波長 238nm

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) , B アセトニトリル

濃度勾配 A 液を 100% で 5 分間保持した後、A : B (100:0) から (70:30) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

食用黄色 4 号

Food Yellow No. 4

タートラジン

純度試験 (6) 未反応原料及び反応中間体 4-アミノベンゼンスルホン酸、5-ヒドロキシ-1-(4-スルホフェニル)-3-ピラゾールカルボン酸、4-ヒドラジノベンゼンスルホン酸及び 4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウム 総量として 0.5%以下

本品約 100mg を精密に量り、酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) を加えて溶かし正確に 100ml とし、検液とする。別に減圧デシケータ中で 24 時間乾燥した 4-アミノベンゼンスルホン酸、5-ヒドロキシ-1-(4-スルホフェニル)-3-ピラゾールカルボン酸、4-ヒドラジノベンゼンスルホン酸及び 4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウムをそれぞれ 10.0mg を量り、4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウムは水酸化ナトリウム溶液 (4 → 1,000) を加えて溶かし、他は酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) を加えて溶かし、正確に 100ml とし、標準原液とする。ただし、4-ヒドラジノベンゼンスルホン酸の標準原液は用時調製する。以下タール色素試験法 (未反応原料及び反応中間体) により検液の 4-アミノベンゼンスルホン酸、5-ヒドロキシ-1-(4-スルホフェニル)-3-ピラゾールカルボン酸、4-ヒドラジノベンゼンスルホン酸及び 4,4'-(ジアゾアミノ)ジベンゼン

スルホン酸二ナトリウムの量を求め、その合計値を求める。

測定条件

測定波長 4-アミノベンゼンスルホン酸 254nm
5-ヒドロキシ-1-(4-スルホフェニル)-3-ピラゾールカルボン酸 254nm
4-ヒドラジノベンゼンスルホン酸 254nm
4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウム 358nm

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) , B アセトニトリル
濃度勾配 A液を 100%で 5 分間保持した後, A : B (100:0) から (70:30) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

食用黄色 5 号

Food Yellow No.5

サンセットイエロー FCF

純度試験 (5) 副成色素 スルファニル酸アゾ G 塩色素, スルファニル酸アゾ R 塩色素, スルファニル酸アゾ β-ナフトール色素及びアニリンアゾシェファー塩色素 総量として 5%以下。ただし, スルファニル酸アゾ R 塩以外の色素は 2%以下

本品約 100mg を精密に量り, 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000, pH8.0) を加えて溶かして正確に 100ml とし, 検液とする。別に減圧デシケータ中で 24 時間乾燥したスルファニル酸アゾ G 塩色素, スルファニル酸アゾ R 塩色素, スルファニル酸アゾ β-ナフトール色素及びアニリンアゾシェファー塩色素をそれぞれ 10.0mg を量り, 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000, pH8.0) を加えて溶かして正確に 100ml とし, 標準原液とする。以下タール色素試験法 (副成色素) により, 検液のスルファニル酸アゾ G 塩色素, スルファニル酸アゾ R 塩色素, スルファニル酸アゾ β-ナフトール色素及びアニリンアゾシェファー塩色素の量を求め, その合計値を求める。

操作条件

検出器 可視部吸収検出器 (測定波長 482nm)

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000) , B アセトニトリル
濃度勾配 A : B (100:0) から (60:40) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

(6) 未反応原料及び反応中間体 4-アミノベンゼンスルホン酸, 7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム, 6,6'-オキシビス(2-ナフタレンスルホン酸)二ナトリウム及び 4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウム 総量として 0.5%以下

本品約 100mg を精密に量り, 酢酸アンモニウム溶液 (1.54 → 1,000, pH8.0) を加えて溶かし正確に 100ml とし, 検液とする。別に減圧デシケータ中で 24 時間乾

燥した 4-アミノベンゼンスルホン酸, 7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム, 6,6'-オキシビス(2-ナフタレンスルホン酸)二ナトリウム及び 4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウムをそれぞれ 10.0mg を量り, 4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウムは水酸化ナトリウム溶液(4 → 1,000)を加えて溶かし, 他は酢酸アンモニウム溶液(1.54 → 1,000, pH8.0)を加えて溶かして, 正確に 100ml とし, 標準原液とする。以下タール色素試験法(未反応原料及び反応中間体)により, 検液の 4-アミノベンゼンスルホン酸, 7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム, 6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム, 6,6'-オキシビス(2-ナフタレンスルホン酸)二ナトリウム及び 4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウムの量を求め, その合計値を求める。

測定波長 4-アミノベンゼンスルホン酸 232nm

7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム 232nm

3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム 232nm

6-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸一ナトリウム 232nm

6,6'-オキシビス(2-ナフタレンスルホン酸)二ナトリウム 232nm

4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウム 358nm

移動相 A 酢酸アンモニウム溶液(1.54 → 1,000), B アセトニトリル
 濃度勾配 A : B (100:0) から (60:40) までの直線濃度勾配を 50 分間行う。

食用黄色 5 号アルミニウムレーキ

Food Yellow No. 5

Aluminum Lake

サンセットイエローFCF アルミニウムレーキ

純度試験 (5) 副成色素 スルファニルアゾ G 塩色素, スルファニル酸アゾ R 塩色素, スルファニル酸アゾ β-ナフトール色素及びアニリンアゾシェファー塩色素総量として 5% 以下(含量 85.0% として)

ただし, スルファニルアゾ R 塩色素以外の色素は 2% 以下(含量 85.0% として)

本品 0.1g を量り, アンモニア水(4→100) 60ml を加え, 沸騰するまで加熱し, 約 40ml に濃縮した後, 放冷して遠心分離する。その上澄みを取り, 残さに水 10ml を加えてよく混和し, 再度遠心分離する。両上澄み液に酢酸アンモニウム溶液(7.7 → 1,000)を加えて正確に 100ml とし, これを検液とする。以下, 「食用黄色 5 号」の純度試験(5)を準用する。

C 試薬・試液等

4,4'-(ジアゾアミノ)-ジベンゼンスルホン酸二ナトリウム

本品を減圧デシケーター中で24時間乾燥した後、その10.0mgを量り、水酸化ナトリウム溶液(4→1,000)を加えて溶かし正確に100mlとし、これをA液とする。A液10mlを正確に量り、酢酸アンモニウム溶液(3→2,000)を加えて正確に100mlとし、吸光度を測定する。また、波長240nm及び358nmのそれぞれに極大吸収部がある。

純度試験 他の芳香族化合物 A液10mlを正確に量り、酢酸アンモニウム溶液(3→2,000)を加えて正確に100mlとする。この液20 μ lを量り、成分規格・保存基準各条の項の食用黄色4号中の純度試験(6)に規定する操作条件で液体クロマトグラフィーを行うとき、一つのピークのみを認める。



食安発第 0227001 号
平成 16 年 2 月 27 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長 } 殿
{ 特別区長 }

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部を改正する「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成 16 年厚生労働省告示第 58 号）が本日公布、施行されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれない。

記

第 1 改正の要旨

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき、タール色素の一般試験法及びタール色素（食用赤色 2 号、食用赤色 40 号、食用赤色 40 号アルミニウムレーキ、食用赤色 102 号、食用黄色 4 号、食用黄色 5 号及び食用黄色 5 号アルミニウムレーキ）について、その成分規格の改正を行ったこと。

第 2 施行期日

この改正は公布日から施行される。

第 3 運用上の注意

1 検量線の作成について

タール色素の一般試験法のうち、8. 副成色素及び 9. 未反応原料及び反応中間体の調整方法の改正を行ったところであるが、標準液の検量線は、それぞれの副成色素、未反応原料及び反応中間体の成分毎に作成すること。

2 HPLC の分析条件に関する留意点

HPLCの分析条件は、使用するカラム等によっては溶媒組成比等を変更することが望ましい場合もあり、特定の条件を規定することは困難であることから、分析対象物が良好に分離できることを確認して個別に調整しても差し支えない。例えば、カラム温度が30℃とある場合でも、温度コントロールが困難な場合等は、分離が良好であることを確認できれば、40℃と変更することが可能である。

平成16年2月27日告示改正